

週
刊

企業経営 WEBマガジン

発 行 **AERTS GROUP**

アーツ税理士法人
アーツ公認会計士事務所

1 ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター2008年7月18日号 要旨
米国経済動向～つきまとう景気下振れリスク

2 企業経営 TOPICS

統計調査資料 第 198 回中小企業動向調査・要約版
－ 2008 年4～6月期実績、2008 年7～9月期および同年 10～12 月期見通し－

3 企業経営ネットセミナー

ジャンル: 財務・税務
キャッシュフロー経営の基本と原則①

4 企業経営Q&A

ジャンル: 企業運営 サブジャンル: 種類株式
種類株式とは
種類株式を理解する上で必要な知識

5 企業経営情報レポート

要約版: 相続争いは百害あって一利なし
相続争いの原因と防止対策【後編】

米国経済動向

～つきまとう景気下振れリスク

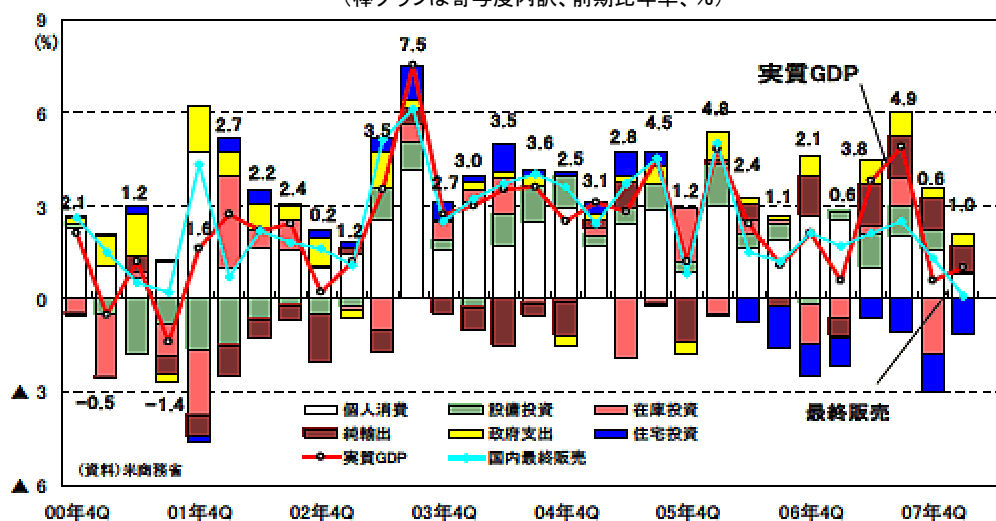
要 旨

<米国経済の動向>

1. 住宅市場の深刻な不振が続く米国では、住宅ローン資産の毀損がサブプライムローンから一般住宅ローンへと拡がりを見せ、これに伴って金融機関の損失が拡大、ファニーメイ等のG S E問題や地方金融機関の破綻等、新たな問題へと進展している。このため、金融機関を中心に株価が急落、ガソリン価格の高騰も重なり、特に消費面への打撃が懸念される。
2. 一方、原油・商品価格の高騰により、インフレ圧力が一段と強まっており、物価の上昇は記録的な伸びを見せている。今後、コア物価指数への波及が進めば、F R Bの金融政策も、よりインフレ面に配慮したものへと移行を余儀なくされよう。
3. 下半期については、リファンド（減税還付金）の実施や昨年9月からの利下げ効果が期待されるが、上記の要因がその効果を減少させよう。特に、リファンドの効果は一時的とみられており、その後の景気失速を懸念する見方は依然として根強い。

【図表1】内需の減速が顕著な米国 GDP の推移

（棒グラフは寄与度内訳、前期比年率、%）



「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、
当事務所のホームページの
「ネットジャーナル」よりご確認ください。

第 198 回中小企業動向調査・要約版

-2008 年 4～6 月期実績、2008 年 7～9 月期および同年 10～12 月期見通し-

抜 粋

(中小企業金融公庫)【20/7/23 公表】

～2008 年 4～6 月期の業況判断 D. I. はマイナス幅が拡大、先行きについては慎重な見方がいっそう強まる～

- 売上げ D. I. はマイナス幅が拡大し、3 期連続のマイナスとなった。
- 販売価格 D. I. は 3 期連続でプラス幅が拡大した。
仕入価格 D. I. はプラス幅が拡大し、非常に高い水準が続いている。
- 純益率 D. I. は 5 期連続でマイナス幅が拡大した。
- 従業員 D. I. は 3 期連続でプラス幅が縮小した。
設備投資実施企業割合は 5 期連続で 30%を下回った。

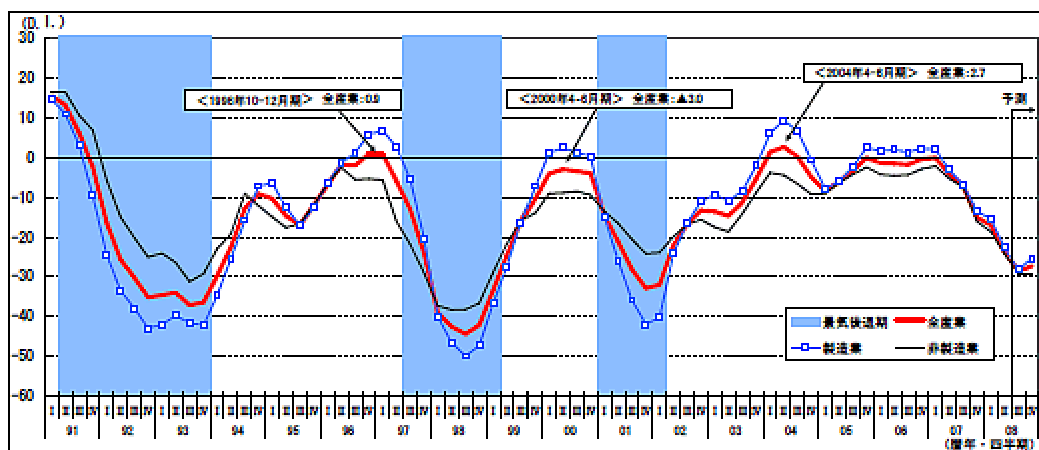
調査時点 2007 年 6 月中・下旬
調査対象 当公庫取引先 12, 821 社
有効回答数 6, 323 社 (回答率 49. 3%)

- 業況判断 D. I. : 2008 年 4～6 月期実績は全産業では▲23. 6 とマイナス幅が拡大し、5 期連続で悪化した。
先行きについては慎重な見方がいっそう強まった。

【図表 1】業況判断 D. I. の推移 (季節調整値)

※前年同期比、「好転」－「悪化」企業割合

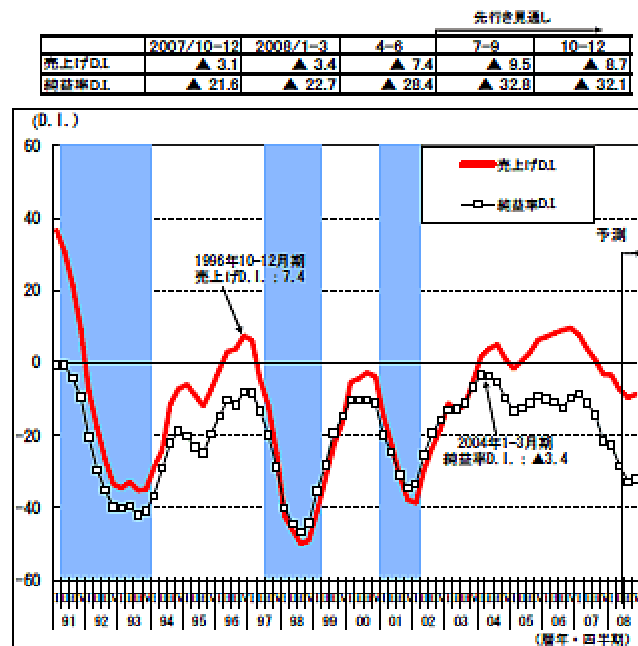
	2007/1-3	4-6	7-9	10-12	2008/1-3	4-6	7-9	10-12
全産業	▲0.1	▲4.2	▲7.1	▲15.1	▲17.1	▲23.6	▲28.8	▲27.2
製造業	2.0	▲3.1	▲6.8	▲13.5	▲15.6	▲22.7	▲28.3	▲25.3
非製造業	▲2.2	▲5.2	▲7.4	▲16.1	▲18.6	▲24.2	▲29.2	▲29.2



- 売上 D. I. : マイナス幅が拡大し、3 期連続でマイナスとなった。
- 純益率 D. I. : マイナス幅が拡大し、低水準が続いている。
- 価格 D. I. : 販売価格 D. I. は 3 期連続でプラス幅が拡大した。
仕入価格 D. I. はプラス幅が拡大し、非常に高い水準が続いている。

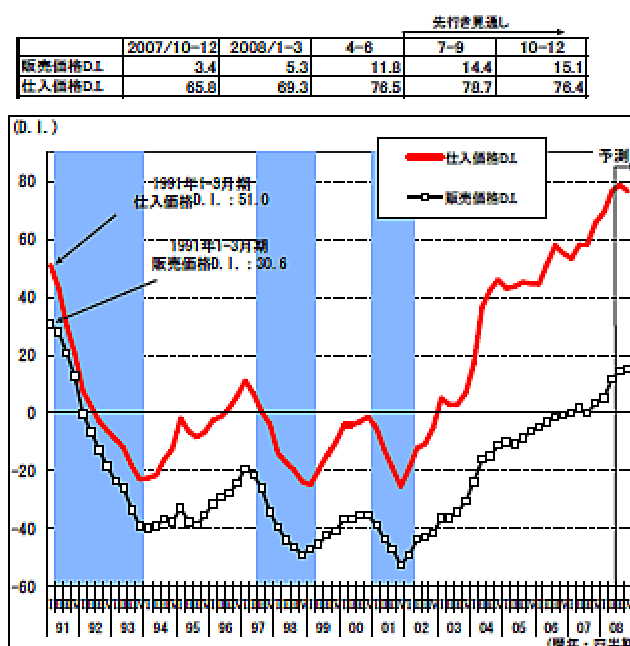
【図表 2】 売上げ D. I. 純益率 D. I. の推移（季節調整値）

※前年同期比。売上げ D. I. は「増加」－「減少」企業割合、
純益率 D. I. は「上昇」－「低下」企業割合



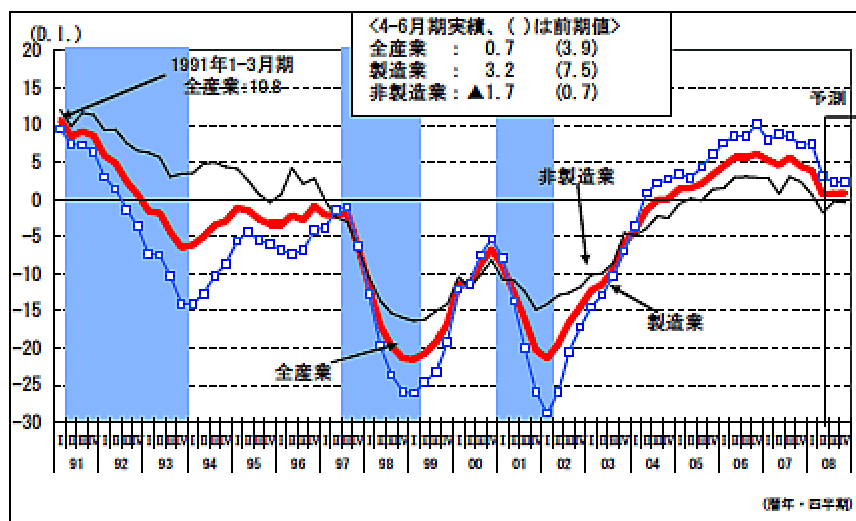
【図表 3】 価格関連 D. I. の推移（原数値）

※前年同期比、「上昇」－「低下」企業割合

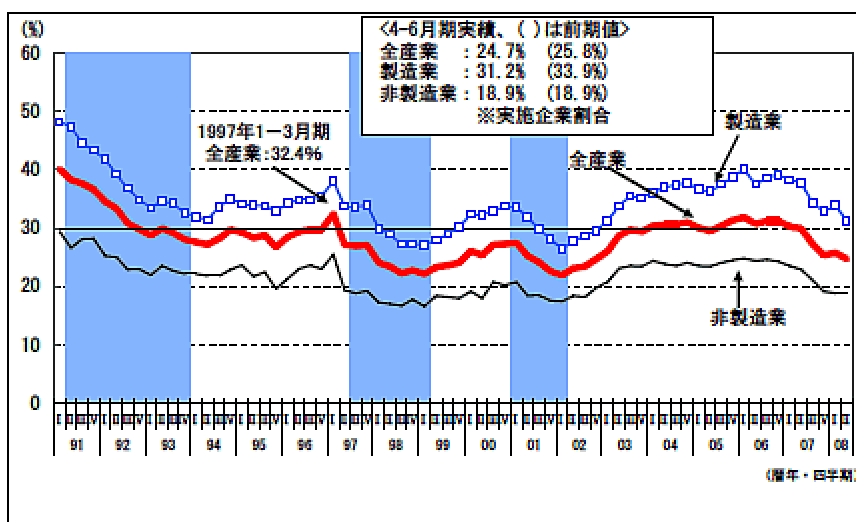


- 従業員 D. I. : 3 期連続でプラス幅が縮小した。
- 設備投資実施企業割合 : 5 期連続で 3 0 % を下回った。
- 金融関連 D. I. : 資金繰り D. I. は 3 期連続でマイナスとなった。
借入難易 D. I. は短期・長期ともややプラス幅が縮小した。

【図表 4】 従業員 D. I. の推移（季節調整値）
※前年同期比、「増加」－「減少」企業割合



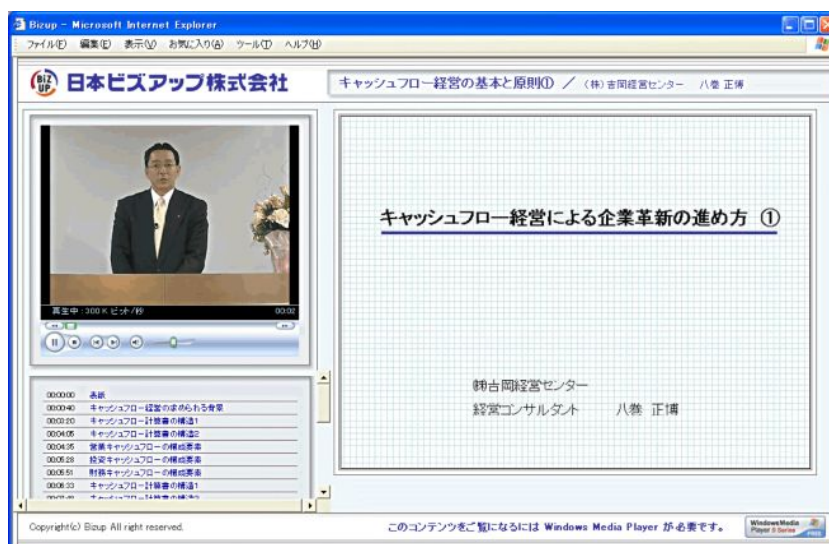
【図表 5】 設備投資実施企業割合の推移（季節調整値）



「第 198 回中小企業動向調査・要約版」の全文は、当
事務所のホームページの
「企業経営 T O P I C S」よりご確認ください。

キャッシュフロー経営の基本と原則①

ジャンル：財務・税務 ● 講師：株式会社吉岡経営センター 八巻 正博



講義内容

- 00:00:40 キャッシュフロー経営の求められる背景
- 00:03:20 キャッシュフロー計算書の構造 1
- 00:04:05 キャッシュフロー計算書の構造 2
- 00:04:35 営業キャッシュフローの構成要素
- 00:05:28 投資キャッシュフローの構成要素
- 00:05:51 財務キャッシュフローの構成要素
- 00:06:33 キャッシュフロー計算書の構造 1
- 00:07:42 キャッシュフロー計算書の構造 2
- 00:09:10 財務諸表の科目と営業キャッシュフローの関係 1
- 00:09:36 財務諸表の科目と営業キャッシュフローの関係 2

00:10:56	財務諸表の科目と営業キャッシュフローの関係	3
00:11:10	財務諸表の科目と営業キャッシュフローの関係	4
00:11:32	財務諸表の科目と営業キャッシュフローの関係	5
00:11:52	財務諸表の科目と投資キャッシュフローの関係	1
00:12:47	財務諸表の科目と投資キャッシュフローの関係	2
00:13:36	キャッシュフロー計算書作成の理解	1
00:15:32	キャッシュフロー計算書作成の理解	2
00:17:10	キャッシュフロー計算書作成の理解	3
00:18:23	キャッシュフロー計算書作成の理解	4
00:19:39	キャッシュフロー計算書作成の理解	5

講師プロフィール

株式会社吉岡経営センター 専務取締役 八巻 正博（やまき・まさひろ）

《 経 歴 》

1961 年生まれ。銀行勤務を経て、株式会社吉岡経営センターに入社。企業経営戦略の立案指導と業績管理システムの構築と運営、それに連動した人事・組織制度構築の幅広い分野の経験を持つ現場指導型コンサルタント。業種を問わず中堅・中小企業から上場企業までの数多くの経営者から厚い信頼と高い評価を得ている。

《主な著書》

- ・「ポスト成果主義 複合型賃金制度の作り方とその実践例」（明日香出版）
- ・「経営改善計画の立て方・進め方」（共著、明日香出版）

本編は、当事務所のホームページの
「企業経営ネットセミナー」よりご覧ください。

Question

種類株式とは

種類株式とはどのような株式のことですか？また、その種類について教えてください。

Answer

株式会社は、剰余金の配当や議決権の権利等、内容の異なる二種類以上の株式を発行することができます。この株式のことを「種類株式」といいます。

平成 18 年 5 月に施行された会社法により、会社を運営するうえでの規制や手続きが大きく変わりました。種類株式は、従来の商法でもいくつかは発行が認められていました（配当優先株式、議決権制限株式、譲渡制限株式等）が、会社法ではこの発行パターンが、9 種類に増えたことが注目されています。

会社法で発行が可能になった種類株式は、下記の通りです。

■種類株式

(1) 剰余金の配当に関する優先株式

会社が株主に配当する剰余金の金額や順位について、普通株式よりも優先権を持つ株式

(2) 残余財産の分配に関する優先株式

会社を清算した場合に、その会社の残余財産の分配を受ける金額や順位について、普通株式よりも優先権を持つ株式

(3) 議決権制限株式

株主総会における議決権の行使について、普通株式とは異なる権利を持つ、あるいは全く権利を持たない株式

(4) 譲渡制限株式

株式を譲渡する場合に、発行会社の承認を必要とする株式

(5) 取得請求権付株式

株主が発行会社に株式を買い取ることを請求できる株式

(6) 取得条項付株式

予め定めた一定の事由（例えば、新株の発行日、株式の公開日、その他会社が定める日が到来した場合等）が生じた場合に、発行会社が主導権を持ってその株式を強制的に取得することができる株式

(7) 全部取得条項付種類株式

2 種類以上の株式を発行する会社が、株主総会の特別決議によって、その株式の全部を強制的に取得することができる株式

(8) 拒否権付株式（黄金株）

一定の事項（例えば、取締役等の選解任に関する議決権、合併・事業譲渡等に関する議決権等）について特定の株主に拒否権を付与する株式で、この株主が同意しない限り、その事項については決定することができないので「黄金株」とも呼ばれています。

(9) 取締役等の選任権付株式

会社の取締役や監査役の選任・解任についての議決権を有する株式

これら 9 種類の種類株式を使い分けたり、組み合わせたりすることで、さまざまな経営上の効果を得ることができます。例えば、株主総会の議決権よりも、より多くの配当がほしいという人には「剰余金の配当に関する優先株式」を発行することで資金調達がしやすくなりますし、将来事業を承継させる後継者には普通株式を、他の株主には「無議決権株式」を発行することで、経営権の分散を防ぐことができます。

また、これら 9 種類の種類株式以外にも、株主ごとに異なる権利を持たせる「属人的種類株式」や、株式を相続した人から会社が強制的に株式を買い取るよう定款に定めることが可能となりました。

Question

種類株式を理解する上で必要な知識

種類株式の発行について、知っておかなければならない知識があれば教えてください。

Answer

(1) 株主平等の原則

株式とは、会社を運営していくために必要なお金を出資する代わりに株主に交付されるものですから、出資したお金に対する「株主の権利」を保証するものといえます。

最も基本的な株主の権利には、次の3つがあります。

■株主の権利

- ①剰余金の配当を受ける権利
- ②残余財産の分配を受ける権利
- ③株主総会における議決権

この3つの権利については、各個別株主によって色分けをすることは禁じられ、同等の株式数を持つ株主はすべて平等に取り扱わなければならないこととされています。これを「株主平等の原則」といいます。

一方で会社法は、「株式の内容」については異なる性格を持たせることを認めています。これが種類株式ですが、種類株式だからといって、株式数を無視した優遇や権利の侵害を許容しているわけではありません。同じ種類の株式を同じ数だけ持っていれば、平等の権利が保証されるのです。もっとも、会社法では株主平等原則の例外として、非公開会社に限り「株主ごとに異なる取扱い」を行うことを認めています。これが後に説明する「属人的種類株式」と呼ばれるものです。

ただし、上記①と②の両方の権利を与えない株式の発行は禁じられています。

(2) 定款の定め

種類株式といっても、実際に株式の色や形が変わるわけではなくて、その異なる性質の内容は、会社の"設計書"ともいえる「定款」に定められることになります。もちろん、種類株式の詳細内容を定款に定めるわけではなくて、実際に発行する時までに株主総会や取締役会の決議で定めることを定款に記載すればよいこととされています。

また、定款に定めただけで、「登記」も必要な場合もありますので、要注意です。

(3) 株主総会の決議

種類株式を発行するには、株主総会等における決議が不可欠です。株主総会の決議とは、早く言えば選挙の投票のようなもので、会社経営上のさまざまな問題を多数決で決める手続きです。決議の種類には、普通決議、特別決議、特殊決議などがありますが、決議する内容によって方法も異なります。

また、決議の方法としては、単純に株主が持つ「議決権」をカウントする場合と、株主の「頭数」(人数)が問題になる場合がありますので、この違いにも注意が必要です。

決議の種類	成立要件（下記のすべてを満たすことが要件）
普通決議	①すべての株主の議決権の過半数を有する株主が総会に出席 ②出席した株主の議決権の過半数が賛成
特別決議	①すべての株主の議決権の過半数を有する株主が総会に出席 ②出席した株主の議決権の3分の2以上が賛成
特殊決議	①議決権を有する株主の人数の過半数が賛成 ②議決権を有する株主の議決権の3分の2以上が賛成
特別特殊決議	①すべての株主の人数の過半数が賛成 ②すべての株主の議決権の4分の3以上が賛成
株主全員の同意	すべての株主が賛成

相続争いは百害あって一利なし 相続争いの原因と防止対策【後編】

要 約 版

ポイント

- 相続の基礎知識
- なぜ、相続争いが起きるのか
- 相続争いの回避対策

相続争いの回避対策

大事なのは遺言の作成

(1) 遺言の必要性

今まで円満に暮らしてきた親族同士が、遺産相続の問題に直面した途端、これまでもには考えられないほどに対立し、疑心暗鬼になり、骨肉の争いを繰り広げるようになるといった例はたくさんあります。

子どもたちの幸せのためにと苦勞して残した財産が争いの元になってしまうのは悲しいことですが、相続が“争族”といわれるのは、こういったことが頻繁に起こっているためです。

基本はあくまで当事者たちの話し合いなのですが、みんながそれぞれに好き勝手なことを言い出して、收拾がつかなくなるといった事態に陥りがちです。

その点、遺言であれば、遺言者自身の意思で誰にどのくらいの割合で遺産を与えるか（相続分の指定）、具体的にどの財産を誰にあげるか（遺産分割の指定）を決めることができます。もともとの財産の持ち主である故人の意思であれば、よほど理不尽な内容でない限り、普通は相続人たちも納得するでしょう。

また、遺言書を作っておけば、世話になった友人や親類、息子の嫁など、相続人ではない人たちにも遺産を遺すことができます。トラブルを防ぐのはもちろんのこと、このような人たちへ感謝の気持ちを伝える役割も、遺言にはあるのです。

(2) 相続争いを防ぐ良い遺言とは

遺言書を作るなら、ぜひ“良い遺言書”にしましょう。では、良い遺言書とするためのポイントを挙げてみます。

■良い遺言書のポイント

① 自分の意思を明確に伝え、家族に理解される遺言であること	どのような遺産の分け方が最良なのか、答えは1つではないでしょう。周りの意見は参考にしても、振回されるのはよくありません。 イ 自分がどうしたいのかをはっきりさせ、それを家族に伝えることが大切です。しかし、一人よがりの押しつけは好ましくありません。家族のために一番良いと思う方法を考えましょう。 □ 法定相続分どおりに遺産を分けてほしいと思うなら、それを遺言で伝えるのもよい方法です。明確な方針があると、家族もすっきりすると思います。
② トラブルを生じさせない遺言であること	トラブルを防ぐための遺言であるのに、妙な表現ですが、実際のところ遺言が紛争の火種となるケースが少なくありません。 イ 例えば、表現があいまいで何通りもの解釈ができるもの。あるいは、特別な理由もなく（遺言者にはあっても、家族には分からず）、特定の相続人に極端に有利な内容となっているようなものです。何か裏工作があったのでは…などと、疑心暗鬼のタネになりかねません。 □ また、遺産の取り分にかかわる内容では、常に遺留分への配慮が必要で

	す。遺留分に反した遺言も有効ですが、減殺請求の対象になります。自分の責任でないとはいえ、結果としてほかの人の遺留分を侵害してしまった相続人との間がギクシャクしてしまつては意味がありません。 ハ 遺留分を侵害せざるを得ない事情があるときは、生前に家族によく話し、理解を求める努力が必要でしょう。
③法的に有効な遺言であること	せつかくの遺言でも、遺言として認められなければ意味がありません。 イ 遺言書は、法律で一定の方式や作成方法が定められていて、これに合致しないものは無効です。 □ 特別に難しいことを要求されているわけではありませんので、必要以上に身構えることはありません。基本ルールをしっかりとおさえて、ケアレスミスに注意することです。
④遺言執行者を指定しておくこと	遺産処理に関する遺言の場合、相続人の利害関係が交錯してスムーズに相続が進まないことがあります。また、遺言の内容によっては専門的な知識や経験が必要となるケースもあります。 イ そうした場合に、遺言内容を第三者の立場から忠実かつ公平に実行してくれる人が遺言執行者です。遺言執行者には、相続財産の管理・処分をはじめ、遺言の執行に必要な一切の行為を実行する義務と権利があります。この遺言執行者の指定は遺言でしかできません。 □ 遺言執行者は争族防止の強い味方になりますので、ぜひ、遺言で指定しておくといでしょう。
⑤付言事項を必ず付け加えること	イ 法定相続分と異なる相続分を指定する場合には、なぜそのようにしたのかという理由を付け加えることが、後に相続人同士がもめないためにも有効です。 □ 「付言事項」と言われるもので、遺言の内容として法律的に意味があるわけではありませんが、遺族の円満な関係を切に希望する旨が遺言者の生の言葉で綴られていた場合、相続人同士の争いを防止する効果が期待できます。その上で日頃から子どもたちに自分の考えを話し、自分の死後お互いがもめないように諭しておけば万全です。

生前に贈与しておく

(1) 理由や気持ちを直接伝えられる

相続争いを予防するために最も効果的なのは、生前贈与であると言えるかもしれません。生前贈与は、生きているうちに自分の意思を明確にするという意味において、遺言書を書くのと同じ効果を持っていますが、遺言書と異なるのは、自分の財産を配偶者あるいは子どもたちに実際に与えるという行為を伴うことです。

(2) 資産を時間的に長く有効活用できる

相続の開始を待つことなく、それ以前に贈与を受けることによって、その贈与財産を時間的に長く有効活用することができます。

生前に遺留分を放棄させる

(1) 遺留分の放棄とは

遺留分を有する相続人は、相続開始前に家庭裁判所の許可を得て、遺留分を放棄することができます。遺留分の放棄を無制限に認めると、親の権威で相続人の自由意思を無理に押さえつける恐れがあるため、家庭裁判所では、次のように許可する基準を設けています。

- ① 放棄が本人の自由意思によること
- ② 放棄の理由に合理性と必要性があること
- ③ 代償性があること（放棄と引き換えに現金を貰うなど）

遺留分を放棄した場合は、相続した財産が遺留分に達していなくても、遺留分の減殺請求は当然できなくなります。ちなみに、相続開始後の遺留分の放棄は自由にできますので、家庭裁判所の許可は不要です。ただし、遺留分の放棄をしても相続の放棄をしたことにはなりませんので、遺留分を放棄した者も、相続が開始した場合は相続人となります。被相続人が遺言をしないまま死亡した場合には、遺留分を放棄した相続人も相続権を失いせんし、遺産分割協議の当事者になります。

相続開始後の対策

(1) 相続の全体像を把握する

① 遺産がいくらあるのか

残された遺産として何がいくらぐらいあるのかを、まず把握しなければなりません。

プラスの財産だけでなく、マイナスの財産についても把握する。

② 誰が相続人なのか

注意しなければならないのは、被相続人が再婚していて、最初の婚姻のときの子がいないかどうかです。いわゆる「異母兄弟、異父兄弟」の存在です。

怖いのは、「戸籍を追いかけてみるまで、まったく分からなかった」というケースです。そういう人がいると、感覚としては「赤の他人」であっても、民法上は、正式な相続人ですから、その人も含めたところで遺産分割をしていかなければなりません。

③ 遺言書の有無を確認する

遺言書を作成したことを被相続人から生前に聞いていたので、遺言書があること自体は分かっている、というような場合は、まず、遺言書を探してみましょう。

遺言書には、財産を誰々に相続させるというようなことが書かれているはずですから、その遺言書の指定どおりに執行するかどうかを考える必要があります。

遺言書で指定されている財産以外は、分割協議の対象になる。

どうしても遺産分割協議がまとまらないときは

家庭裁判所の調停・審判で解決へ

遺産分割協議で話がまとまらない場合には、家庭裁判所の力を借りて、調停や審判によって、遺産を分割することになります。

全体の流れとしては、まず調停の申立てを行い、話し合いによる解決を目指します。この段階で合意が得られれば、無事、調停の成立です。合意が得られず調停が不調に終わったときは、自動的に審判に移行することになります。法律の建前では調停を経ずに審判の申立をすることも可能ですが、通常は調停が先行することになります。

①調停の実施	- イ 調停は、審判官と2人以上の調停委員からなる調停委員会の立会いのもとに行われます。調停委員会では、各相続人の主張を聞き、必要に応じて事実調査をしたうえで、妥当な線で話し合いがまとまるよう方向性を示したり、アドバイスを行います。 □ 話し合いが成立すると、その合意内容を記した「調停調書」が作成されます。この調停調書には確定判決と同じ効力があり、これに基づいて遺産の分割を行うことになります。
②調停が不調に終わった場合には裁判所が決定する	- イ 調停で話し合いがまとまらないときは、審判に移されます。 審判官は当事者の主張を受け、証拠調べをし、財産の種類や性質、各相続人の職業、その他の一切の事情を考慮したうえで分割方法を決め、審判を下します。審判には法的強制力があり、その内容に従って遺産を分割することになります。 □ この審判の内容に不服があるときは、2週間以内に「即時抗告」の申し立てを行い、高等裁判所で争うことになります。
③泥沼化する前に調停を活用しよう	- イ 身内での話し合いが一旦もめると、感情的な口論になり、どうにも收拾がつかなくなるものです。状況が決定的にこじれる前に、調停を活用するのがよいでしょう。 □ 第三者が間に入ったことで冷静さを取り戻し、意外とスムーズに紛争解決の糸口が見つかることがあります。世間体を気にする人もいますが、調停・審判とも非公開で行われますから、紛争内容が外にもれることはありません。 - ハ また、弁護士を立てる必要はありませんので、費用もそれほどかかりません。

レポート全編は、当事務所のホームページの
「企業経営情報レポート」よりご覧ください。